

意見書

意見提出者

所属(会社名・団体名等)(※1)	NGN IPoE協議会
氏名(※2)	会長 石田 慶樹
住所(※2)	107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 S-GATE 赤坂山王7階(JPNE内)
連絡先	連絡担当者氏名:NGN IPoE協議会事務局 電話:03-5544-8464 e-mail: contact@ipoe-c.jp

第1章 はじめに	
(該当箇所)	(御意見)
第2章 我が国におけるこれまでの議論及び取組	
第1節 「ネットワーク中立性に関する懇談会」(2006年～2007年)	
第2節 ネットワークの品質に関する議論	
第3章 情報通信分野をめぐる近年の環境変化	
第1節 ブロードバンドサービスの普及・高度化とモバイル通信の重要性の高まり	
第2節 インターネットトラフィックの増加	
第3節 コンテンツの高品質・大容量化と新たなサービスモデルの登場	
第4節 インターネット利用形態の多様化	
第5節 利用形態の変化と将来見通し	
第4章 諸外国におけるネット中立性に関する政策動向	
第1節 米国	
第2節 EU	

第3節 インド	
第5章 主要論点と基本的方向性	
第1節 基本的視点	
(該当箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『「インターネットの利用に関する利用者の権利」として明確に位置づけることとした。(途中略) 『インターネットの利用に関する利用者の権利 (1)利用者がインターネット²⁴を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションに自由にアクセス・利用可能であること (2)利用者が他の利用者に対し自由にコンテンツ・アプリケーションを提供可能であること (3)利用者が技術基準に合致した端末をインターネットに自由に接続・利用可能であること (4)利用者が通信及びプラットフォームサービスを適正な対価で公平に利用可能であること』 <p>について、「インターネットの利用に関する利用者の権利」として位置づけることに積極的に賛成します。回復不能な基本的人権の侵害といったやむを得ない場合を除き、広く利用者の権利が侵されることがあってはならないと考えます。</p>
第2節 ルールが必要な具体的事項	
第1項 帯域制御に関するルール	<p>透明性の確保を前提に、柔軟なネットワーク管理が可能となるよう「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」を見直すことに賛同します。</p> <p>インターネットの利用状況を鑑みると、一部のヘビーユーザーによる大量トラフィック利用の実態があること、また今後4K・8Kなど更なる高トラフィックを利用するアプリケーションの増加が予測されること、また一方でテキストや静止画のみの利用が中心の比較的低トラフィックのライトユーザーも一定数存在するため、固定通信においてもモバイル通信と同様に、それぞれの利用用途に応じてエンドユーザーがインターネットを利用する環境を選択できるようにすることが重要です。</p> <p>従ってガイドラインの見直しに当たっては、固定通信の事業者</p>

	<p>が(例えば動画は殆ど見ないライトユーザー向けの安価で低速なメニューや、高トラフィックに対応したヘビーユーザー向けの高価なメニューのラインナップなど)柔軟で合理的な料金設定をできるように配慮するべきと考えます。</p>
<p>第2項 優先制御に関するルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『「優先制御」の対象サービスを利用しない利用者のインターネットアクセスに過度な影響をおよぼさない』、および『現時点では、一定の通信品質の確保を必要とするユースケースが必ずしも明確になっておらず、このような状況下で、<u>将来登場しうるサービスに対しても適用されるルールを定めることは、事業活動を過度に抑制し、事業者におけるイノベーションの芽を摘む可能性も否定できない。</u>』、『まずは総務省において、一定の通信速度・通信帯域の確保が不可欠となるサービスなどについて、継続的に情報収集・調査を行うこととし、具体的なユースケースの登場にあたり、インターネットへのアクセスサービスを提供する電気通信事業者と、幅広い業種・業界を含むコンテンツ事業者、プラットフォーム事業者及び消費者団体など、<u>優先制御に関わるマルチステークホルダーによる議論の場を設置し、合意形成を進めていくことが適当である</u>』 <p>について賛同いたします。</p> <p>一方で、インターネットサービスやフレッツなどのアクセス回線サービスはベストエフォートを前提として提供されており、通信速度や遅延時間を保証しないこと、及び既に専用線サービスやVPNなどのデータ通信サービスによりインターネットサービス等に比べてより高品質のサービスを利用できることから、『優先制御が認められるサービス・コンテンツやその技術的条件等についても、一定の合理的な基準等の必要性や、情報開示・透明性の確保、優先制御時におけるネットワークコストの分担など、適切なルールの在り方について検討を行うことが必要である。』については極めて慎重であるべきと考えます。</p> <p>特に優先制御の事例として挙げられている「自動運転」や「遠隔医療」などの人命に関わるサービスをインターネット上で提供することがルール化される場合、インターネットにベスト</p>

	<p>エフォートでなく、通信速度や遅延時間の保証を実質的に求められる可能性もあり、インターネットサービスの基本的な考え方や、コスト構造が大きく変わることも考えられます。</p> <p>従ってどのアプリケーションをインターネット上で利用するかについては利用者側にその判断を委ねることを基本とし、ルール化については慎重に検討をすすめ、必要最小限にとどめるべきと考えます。</p>
第3項 ゼロレーティングやスポンサードデータに関するルール	『ゼロレーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の適用についての解釈指針』を策定する方針に賛同します。策定に当たっては利用者と提供者双方の関係する当事者の十分な理解および合意の上で作成されることを希望します。また策定された指針に基づき運用を始め、ケースバイケースで事例を検証・分析し、問題事例については電気通信事業法等に基づき事後的に対応する運用とすることが重要と考えます。
第4項 ネットワークへの持続的投資を確保するための仕組み	4K/8Kサイマル配信のような大容量片方向配信の場合のコスト負担のあり方について、そもそもそのような配信をthe Internetと共存させるべきか(光波長多重によるインターネットトラフィックとの分離など)も含めて検討すべきと考えます。
第3節 ネットワーク中立性確保のための仕組み	
(該当箇所)	
第6章 今後の取組方針	
① 帯域制御ガイドラインの見直し	<p>透明性の確保を前提に、柔軟なネットワーク管理が可能となるよう「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」を見直すことに賛同します。</p> <p>ガイドラインを見直すに当たっては、ネットワークの混雑時にできるだけ多数の利用者に一定の品質以上のネットワーク利用を可能とすることを目的に、「公平制御」などの運用を可能とすることや、モバイル通信事業者(MNO、MVNO)が利用者のQoEを確保するために実施する制御を可能とすることに加え、エンドユーザーの選択肢を広げるために、固定通信事業者においてもモバイル通信事業者と同様に、ヘビーユーザー向け、ライトユーザー向けといった複数メニューラインナップを柔軟に設定できるようにすることも考慮に入れるべきです。</p>
② ゼロレーティングに関する指針の策定	『ゼロレーティングサービスの提供に関する電気通信事業

	<p>法の適用についての解釈指針』を策定する方針ことに賛同します。策定に当たっては利用者と提供者双方の関係する当事者の十分な理解および合意の上で作成されることを希望します。また策定された指針に基づき運用を始め、ケースバイケースで事例を検証・分析し、問題事例については電気通信事業法等に基づき事後的に対応する運用とすることが重要と考えます。</p>
<p>④トラフィックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備</p>	<p>ネットワーク逼迫対策の取り組みを促進するために、幅広い関係者による協力体制を整備し、ネットワークへの持続的投資に係るレイヤー間をまたいだ議論を行うことに賛同します。またNGN IPoE協議会もこの議論に参加することを要望します。</p> <p>なお地域IXやCDN活用に向けた関係事業者の取り組みを支援するための具体策を検討するに当たっては、その支援内容が事業者の競争環境を歪め、イノベーションの創出を阻害するものにならないよう要望します。</p>